

## 苫小牧市立病院連携医療機関登録運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、苫小牧市立病院（以下「当院」という。）が、東胆振・日高地域の基幹病院として、地域の医療機関との連携促進及び他医療機関の支援を目的として「連携医療機関登録」を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 連携医療機関とは、当院の連携医療機関として登録（以下「連携登録」という。）を希望する内科及び歯科医療機関を指す。

### (登録医療機関)

第3条 連携登録を希望する医療機関は、当院へ届け出を行うものとする。

2 届出は「苫小牧市立病院連携医療機関登録申請書（様式1）」をもって行うものとし、当院院長がこれを承認した医療機関を連携登録医療機関（以下「登録医療機関」という。）とする。

3 登録医療機関を辞退する場合は、当院に書面をもって届出を行うものとする。

4 第6条に規定する苫小牧市立病院運営管理者会議において不相当と判断した場合には、連携登録を抹消することができる。

### (登録の期間)

第4条 連携登録の有効期間は登録を行った年度の末日（3月31日）までとし、登録医療機関からの辞退及び当該登録に対し当院において異議を認めない場合は、引き続き1年間延長するものとする。

### (登録医療機関の権利)

第5条 登録医療機関は、次に掲げる機能及び設備を利用することができる。

- (1) 開放型病床（利用に関する詳細は、別に定める「苫小牧市立病院開放型病床運営要領」による。）
- (2) 医療機器共同利用（利用に関する詳細は、別に定める「苫小牧市立病院共同利用運営要領」による。）
- (3) 図書室（利用に関する詳細は、別に定める「苫小牧市立病院共同利用運営要領」による。）
- (4) 在宅連携登録制度（訪問診療医からの依頼による入院）
- (5) 当院ホームページへの登録医療機関名の掲載
- (6) 当院病院マップへの掲載
- (7) その他院長が認める機能及び設備

### (会議等)

第6条 連携医療機関登録の運営に関する事項は、苫小牧市立病院運営管理者会議をもって協議し、必要な調整を行うものとする。

## 附 則

この規程は、北海道知事から地域医療支援病院の名称承認を受けた日から施行する。